明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕

○総合特別区域法第二十八条第一項に規定する指定金融機関を指定した件（内閣府七〇）　一
○総合特別区域法第五十六条第一項に規定する指定金融機関を指定した件（同七一～七三）　二
○社債、株式等の振替に関する法律第四十四条第一項第十三号の規定に基づき口座管理機関を指定する件の一部を改正する件（金融庁・法務・財務一）　二
○政党助成法第五条第三項の規定による政党の届出事項の異動の届出があったので公表する件（総務二一〇）　三
○政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を公告する件（政治資金適正化委二七）　三
○政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に変更登録した者を公告する件（同二八）　三
○政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を公告する件（同二九）　三
○戸籍法第百十八条第一項の規定による指定に関する件（法務一七一）　三
○日本国に帰化を許可する件（同一七二）　三
○保安林の指定をする件（農林水産一五〇二～一五二一）　四
○保安林の指定を解除する件（同一五二二～一五二七）　四
○船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則第二条第二項第三号の規定に基づく水域として指定する件（国土交通四八一）　八
○住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により登録住宅性能評価機関の登録内容を変更した件（関東地方整備局二五四～二五九）　八
○道路に関する件（近畿地方整備局一四一～一四三）　九
○エネルギーの使用の合理化に関する法律の規定により登録建築物調査機関を登録した件（九州地方整備局九八）　一〇

〔人事異動〕

農林水産省　一〇

〔皇室事項〕　一〇

〔官庁報告〕

国家試験　一〇

航空従事者技能証明等に関する試験の施行（国土交通省）　一〇

〔公告〕

諸事項

官庁

証票無効、管理型信託会社の営業保証金に係る配当表関係　一二

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、再生関係　一二

特殊法人等

林野庁共済組合定款の一部変更関係　三〇

会社その他　三一

告示

○内閣府告示第七十号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第二十八条第一項の規定に基づき、平成二十四年八月十三日内閣府告示第二百五十一号をもって公示した国際戦略総合特別区域計画に係る指定金融機関を平成二十五年四月一日付けで次のとおり指定したので、公示する。

平成二十五年五月八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社横浜銀行

二　住所　神奈川県横浜市西区みなとみらい三丁目一番一号

○内閣府告示第七十一号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第五十六条第一項の規定に基づき、平成二十四年十二月十七日内閣府告示第三百七十二号をもって公示した地域活性化総合特別区域計画に係る指定金融機関を平成二十五年三月十二日付けで次のとおり指定したので、公示する。

平成二十五年五月八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社日本政策投資銀行

二　住所　東京都千代田区大手町一丁目九番六号

○内閣府告示第七十二号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第五十六条第一項の規定に基づき、平成二十四年十二月十七日内閣府告示第三百七十二号をもって公示した地域活性化総合特別区域計画に係る指定金融機関を平成二十五年三月十五日付けで次のとおり指定したので、公示する。

平成二十五年五月八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　とぴあ浜松農業協同組合

二　住所　静岡県浜松市東区有玉南町千九百七十五番地

○内閣府告示第七十三号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第五十六条第一項の規定に基づき、平成二十四年十二月十七日内閣府告示第三百七十五号をもって公示した地域活性化総合特別区域計画に係る指定金融機関を平成二十五年三月十二日付けで次のとおり指定したので、公示する。

平成二十五年五月八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社百五銀行

二　住所　三重県津市岩田二十一番二十七号